

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業（拡充）

【42（45）百万円】

対策のポイント

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港等で円滑に受け取ることができるような体制を構築するとともに、このノウハウを広く普及し、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大します。

＜背景／課題＞

- ・訪日外国人旅行者数が増加する中、輸出促進や農山漁村の活性化等の観点から、旅行者が安心して地域の農畜産物を購入し、円滑に持ち帰ることができる環境・体制を整備することが重要です。
- ・これまで外国人旅行者が直売所などで購入した農畜産物を旅行中持ち歩かなくても動植物検疫を経て空港等で受け取れる検疫手続・体制（検疫手続円滑化モデル）を構築してきましたが、ここで得られたノウハウを生産者、事業者等に広く普及することが重要です。
- ・また、ニーズはあるものの輸出検疫条件が複雑な農畜産物について、事業者が取り組みやすい検疫手続・体制のモデルを構築する必要があります。

政策目標

訪日外国人旅行者による国産農畜産物の持ち帰りを拡大していくため、生産者、事業者等が取り組みやすい検疫手続・体制を構築します。

＜内容＞

1. 検疫手続円滑化の仕組みの構築

訪日外国人旅行者を対象としたお土産用農畜産物のモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい動植物検疫手続（検疫の受検方法等）や体制を構築します。

例）EU向けカンキツ類：指定された園地での栽培地検査等が必要

EU向け盆栽：網室での栽培管理や栽培地検査等が必要

米国向け牛肉：指定された施設での処理や証明書の発行が必要 など

2. 検疫手続円滑化モデルの普及のための説明会開催（拡充）

検疫手続円滑化モデルを普及させるため、生産者と、販売・物流・観光といった関連事業者を対象とした説明会を全国で開催します。また、説明会の場を活用して、生産者と関連事業者とのビジネスマッチングを図ります。

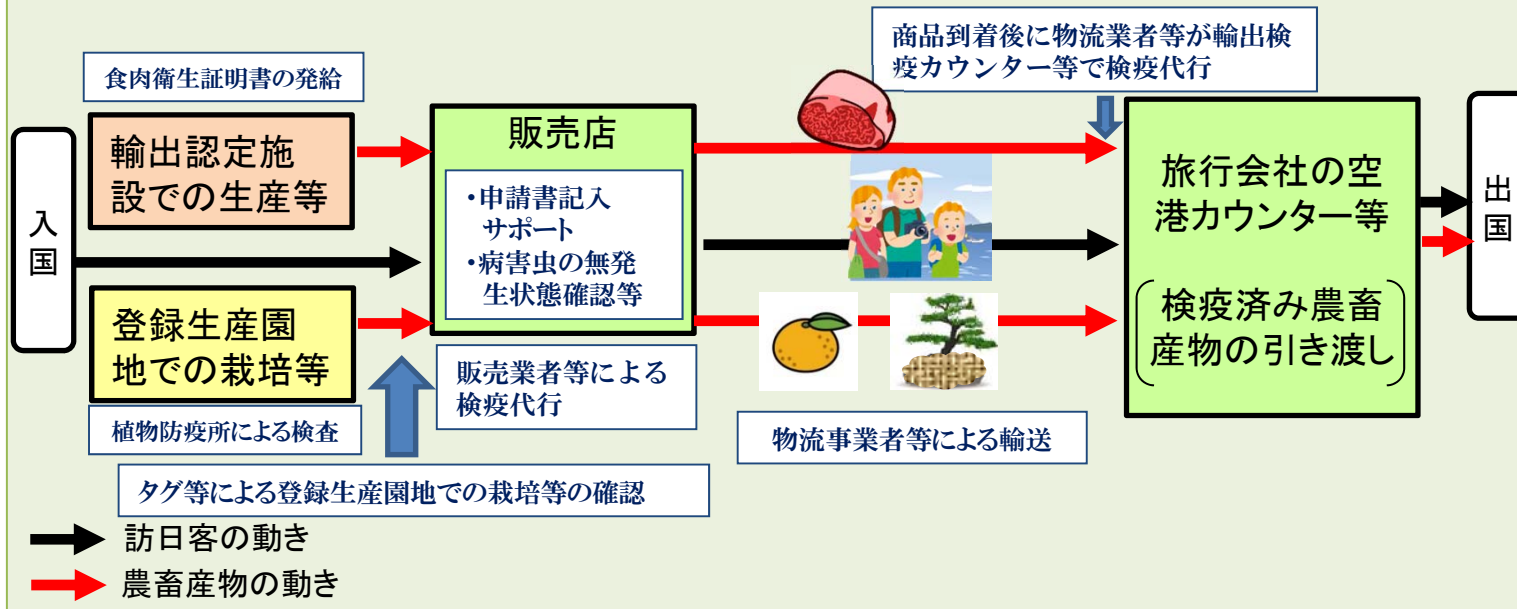
（補助率：定額（ただし1のうち簡易な設備等の整備については1／2以内）
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-6744-7168）
動物衛生課（03-3502-5994））

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

I. モデル販売を通じた取り組みやすい検疫手続や体制の確立(継続)

例) EU向けカンキツ類及び盆栽や、米国向け牛肉等の検疫手続円滑化のイメージ



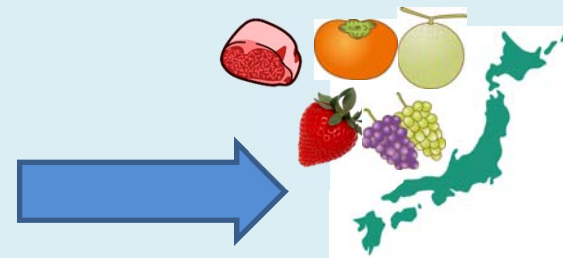
訪日旅行者による国産農畜産物のお土産としての持ち帰りが拡大

国産農畜産物の魅力が広く海外に発信され、これを通じた輸出の促進
訪日旅行者向けの農畜産物販売が促進され、農山漁村が活性化

II. 構築した検疫手続円滑化モデルの全国的な普及(新規)

【取組内容】

- 店頭での輸出植物検疫条件表の掲示や検査申請書の記載サポート
- 検疫済み農畜産物を国際宅配便で輸送
- 観光農園等で購入した農畜産物について検疫代行の上、空港で検疫済み農畜産物を引き渡す仕組みの構築
- クルーズ船を利用する海外旅行客を対象とする検疫手続円滑化の仕組みの構築 等



事業を通じて構築した検疫手続円滑化の仕組みの普及等を図るため、生産者と関連事業者を対象として全国で説明会を開催